

期間限定 コンビニなどで各種証明書手数料が10円に！

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで期間限定でコンビニ交付の証明書手数料を「10円」に減額します。

コンビニ交付は、早朝や夜間、休日など、市役所の閉庁時にも全国のコンビニに設置しているマルチコピー機で、マイナンバーカードを活用することで各種証明書などの取得が可能です。平日市役所に行くことが難しい人も、通勤や通学途中、買い物ついでに取得でき、窓口よりも便利でお得です。

この機会にマイナンバーカードの利活用が進むことを期待しています。

■減額期間：10月1日（日）から令和6年3月31日（日）

コンビニでの利用時間：6時30分から23時まで

（※年末年始、システムメンテナンス日を除く）

■事業の目的

コンビニ等の証明書発行手数料を10円とすることで、コンビニなどでの交付率を高め、マイナンバーカードの利活用を促します。

■実施内容

10月から3月末までマルチコピー機での証明書手数料を10円に減額。1月中旬に庁舎内に設置予定のマルチコピー機（コンビニと同タイプ）でも3月末まで10円に減額。（古賀市に住民登録がある方に限る。）

■対象証明書及び金額

	窓口手数料	現行のコンビニ手数料	【期間限定】 コンビニ手数料
住民票の写し	300円	250円	10円
印鑑証明書	300円	250円	
戸籍の証明書	450円	400円	
戸籍の附票の写し	300円	250円	
所得課税証明書	300円	250円	

※マイナンバー付きの住民票はコンビニでは交付しません。

※戸籍の証明書は古賀市に本籍がある人に限ります。

※古賀市に本籍があり、かつ古賀市以外に住民登録がある場合は事前登録が必要。

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課市民係 担当：小出、坂井

電話：092-942-1123